

| |
|---|
| <p>(1) 当該認定事業に係る手数料に関する事項</p> <p>(2) 当該認定事業に係る審査を受けようとする者の安全の確保を図るために措置に関する事項</p> <p>(3) 当該認定事業に係る審査の方法及び基準</p> <p>ハ 教材開発・提供事業 直近の三事業年度において開発した環境教育教材及び当該教材の概要(価格及び提供先に関する事項を含む)を記載した書類</p> <p>十 その他参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>(登録基準)</p> |
| <p>第六条 法第十一條第四項第二号の主務省令で定める基準のうち経理的基礎に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 申請者が個人である場合は、人材認定等事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資金を確保する見込みがあること。</p> <p>二 申請者が法人その他の団体である場合は、債務超過の状態にないこと及び支援事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。</p> <p>法第十一條第四項第二号の主務省令で定める基準のうち技術的能力に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 申請者が個人である場合は、人材認定等事業の実施に関する業務の執行及び会計の経理を行なうための能力を有していること。</p> <p>二 申請者が法人その他の団体である場合は、当該業務の執行及び会計の経理を行なうための体制が整備されていること。</p> <p>三 登録の申請に係る育成事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ 申請者が個人である場合は、当該申請者が当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事した経験を有していること。</p> <p>ロ 申請者が法人その他の団体である場合は、その構成員に当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事した経験を有する者が一人以上含まれていること。</p> <p>ハ 当該育成事業に係る講習等を、当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事したこと。</p> <p>上記の知識及び技能を有する者が行い、又はこれらの者の指導の下に適切に行なうものであること。</p> |

| |
|--|
| <p>2</p> <p>第六条 法第十一條第四項第二号の主務省令で定める基準のうち経理的基礎に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 申請者が個人である場合は、人材認定等事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資金を確保する見込みがあること。</p> <p>二 申請者が法人その他の団体である場合は、債務超過の状態にないこと及び支援事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。</p> <p>法第十一條第四項第二号の主務省令で定める基準のうち技術的能力に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 申請者が個人である場合は、人材認定等事業の実施に関する業務の執行及び会計の経理を行なうための能力を有していること。</p> <p>二 申請者が法人その他の団体である場合は、当該業務の執行及び会計の経理を行なうための体制が整備されていること。</p> <p>三 登録の申請に係る育成事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ 申請者が個人である場合は、当該申請者が当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事した経験を有していること。</p> <p>ロ 申請者が法人その他の団体である場合は、その構成員に当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事した経験を有する者が一人以上含まれていること。</p> <p>ハ 当該育成事業に係る講習等を、当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事したこと。</p> <p>上記の知識及び技能を有する者が行い、又はこれらの者の指導の下に適切に行なうものであること。</p> |
| <p>第七条 法第十一條第七項の規定による届出は、同条第二項各号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第五、登録人材認定等事業の廃止に係る場合にあっては様式第六による届出書によつてしなければならない。</p> <p>(体験の機会の場の認定の基準)</p> <p>(変更等の届出)</p> |

| |
|--|
| <p>第八条 法第二十条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。</p> <p>二 適切な計画が定められていること。</p> <p>三 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るために措置が講じられていること。</p> <p>四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>五 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。</p> <p>六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るために措置(当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む)について記載した書類</p> <p>七 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類</p> <p>八 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に要する費用の額及び当該事業の参加員に関する事項を記載した書類</p> <p>九 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に要する費用の額及び当該事業の参加員に関する事項を記載した書類</p> <p>十 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書</p> <p>十一 その他参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>(変更等の届出)</p> |
|--|

| |
|---|
| <p>第九条 法第二十条第一項第四号の主務省令で定める基準は、認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われてることとする。</p> <p>二 協定の対象区域</p> <p>三 協定の有効期間</p> <p>四 协定に参加する者の氏名又は名称</p> <p>(協働取組の申出)</p> |
| <p>第十一条 法第二十条第八項の規定による届出は、同条第三項各号に掲げる事項を変更したときにあつては様式第八、認定体験の機会の場の提供を行わなくなつたときにつけては様式第九による届出書によつてしなければならない。</p> <p>(更新の申請)</p> <p>第十二条 法第二十条の二第二項の有効期間の更新を受けようとする者は、様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(運営の状況の報告)</p> <p>第十三条 法第二十条の四第一項の規定による報告は、前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事が定める日までに提出すること。</p> <p>一 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲</p> <p>二 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間</p> <p>三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し</p> <p>二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの</p> <p>三 申請者が法人その他の団体である場合に該当しないことを説明した書面</p> <p>四 申請者の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類</p> <p>五 申請日の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書</p> <p>六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るために措置(当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む)について記載した書類</p> <p>七 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類</p> <p>八 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に要する費用の額及び当該事業の参加員に関する事項を記載した書類</p> <p>九 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に要する費用の額及び当該事業の参加員に関する事項を記載した書類</p> <p>十 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書</p> <p>十一 その他参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>(変更等の届出)</p> |

地方公共団体であるものにあつては当該協働取組の対象区域を管轄する地方公共団体の長又は教育委員会に対して提出しなければならない。

三 協定の有効期間

経済産業大臣の第十五条第一項に規定する申出に係る協働取組の対象区域を管

様式第1（第2条第1項関係）

| | |
|---|---|
| 二 | 協働取組の名称 |
| 三 | 協働取組の内容 |
| 四 | 協働取組の目的 |
| 五 | 協働取組の対象区域 |
| 六 | 協働取組の期間 |
| 七 | 協働取組に参加する者の氏名又は名称 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付す |

載した様式第十二による届出書を、都道府県知事（当該届出に係る協定の対象区域が二以上ある場合は、主務大臣。都道府県にわたる場合にあっては、主務大臣）に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 協定の名称

三 協定の内容

るものとする。
一 申出者が個人である場合は、当該個人の住民票の写し
二 申出者が法人その他の団体である場合は、

| | |
|---|---------|
| 二 | 協定の名称 |
| 三 | 協定の内容 |
| 四 | 協定の目的 |
| 五 | 協定の対象区域 |
| 六 | 協定の有効期間 |

三 書又はこれらに準ずるもの
その他参考となるべき事項を記載した書類

² 七 協定に参加する者の氏名又は名称
前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、
当該日出づ題引びて認つて二つ以上書く時

一 届出者が個人である場合は、当該個人の住民票の写し

（協働取組の申出が適切と認められる基準）
第十六条 法第二十一条の四第六項の主務省令で

書又はこれらに準ずるもの
三 その他参考となるべき事項を記載した書類
(変更等の届出)

基本力金は照らして適切なものである」と。

第十九条 法第二十二条の五第二項の規定により
協定の内容その他の事項が公示された届出者は、前条第一項各号に掲げる事項を変更する場合については義務第一項、同二項

当該行動計画に照らして適切なものであること。

合にあつては様式第十三、当該協定を廃止する場合にあつては様式第十四による届出書を、同項の規定による届出書を提出した都道府県知事に対して提出しなければならない。

の効果を有すると認められるものである」と。

(権限の委任)
第二十条 第十五条に規定する主務大臣の権限
は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごと

五 申出に係る協働取組の内容が、主務大臣又はその助手等にして希望する地方公共団体の

に、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

（国民、民間団体等による協定の公表事項）
らして適切なものであること。

三種大目的林政課
地方支分部局の長
農林水産大臣の
権限

二 協定の対象区域

農林水産大臣の権限
は、第十五条第一項に規定する申出に係る協働取組の対象区域を管轄する地方農政局長

| | |
|------------------------|---|
| 国土交通大臣の権限 | 第十五条第一項に規定する申出に係る協働取組の対象区域を管轄する絏済産業局長 |
| 権限（地方整備） | に係る協働取組の対象区域を管轄する地方整備局長 |
| 局又は北海道開発局の所掌に係るものに限る。） | に係る協働取組の対象区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長 |
| 環境大臣の権限 | 第十五条第一項に規定する申出に係る協働取組の対象区域を管轄する地方環境事務所長 |

| | |
|--|--|
| 主務大臣（第二号紙上欄用紙） | |
| 権限教育等取扱い決定申請書 | |
| 主務 番 号 <input type="text"/> | |
| 年 月 日 | |
| 主務大臣 様 名称 申請者 ㊞ 住所 代表者姓名 | |
| 権限教育等に係る権限保全の取扱いに関する法律第2条の第1項の規定により、次のとおり記入せよ。 | |
| ① 権限事務の実施 <input type="checkbox"/> ② 権限事務の内実 <input type="checkbox"/> ③ 権限事務の対象となる者の名前 | |

備考

- 1 表の欄には、記載しないこと。
- 2 「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「支援事業の内容」については、特定の者に対して不必要な差別の取扱いをするものでない旨を説明すること。

様式第2（第3条関係）

様式第2（第3条関係）

| | | |
|---|--|--------------------|
| 主務大臣 様 | | 年 月 日 |
| 届出者 | | 名前 住所 代表者の氏名 |
| 被保険者等による被保険者の就職の変更に関する法律施行規則第2条第1項に掲げる事項を変更したので、同法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。 | | |
| 大 扱 事 業 の 名 称 | | |
| 変 更 項 | | |
| 変 更 の 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 変 更 の 原 因 | | |

備考
1 「(原因)」については、主たる事業所の所在地を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本版面規格A4とする。
3 用紙の大きさは、日本版面規格A4とする。

様式第3（第3条関係）

様式第3（第3条関係）

| | | |
|---|--|--------------------|
| 主務大臣 様 | | 年 月 日 |
| 届出者 | | 名前 住所 代表者の氏名 |
| 被保険者等による被保険者の就職の変更に関する法律施行規則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。 | | |
| 大 扱 事 業 の 名 称 | | |
| 廃 止 の 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 廃 止 の 原 因 | | |

備考
1 「(原因)」については、主たる事業所の所在地を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本版面規格A4とする。

様式第4（第5条第1項関係）

様式第4（第5条第1項関係）

| | | |
|--|--|----------|
| 主務大臣 様 | | 年 月 日 |
| 申請者 | | 氏名 住所 |
| 被保険者等による被保険者の就職の変更に関する法律第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。 | | |
| 人材設定等事業の名称 | | |
| 人材設定等事業の営業地 | | |
| 人材設定等事業の行方不明の場合は、 内 地 内外 森川 鹿児島 四川 潤山 南淳 外 地 外國 中国 台湾 | | |
| 被保険者等には被保険者 について、(原因)、被保険者 に対する者の会員登録、教 育登録等の登録情報を記載す ることで、当該被保険者は保 留するものとし、被保険者等の 対象となる者の範囲 | | |

備考
1 「会員登録」については、
2 申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「(会員)」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「(原因)」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
3 「人材設定等事業の行方不明の場合は、内 地 内外 森川 鹿児島 四川 潤山 南淳
外 地 外國 中国 台湾」については、特段の理由なしで内 地 内外 森川 鹿児島 四川 潤山 南淳
外 地 外國 中国 台湾と記載すること。
4 用紙の大きさは、日本版面規格A4とする。

様式第5（第7条関係）

様式第5（第7条関係）

| | | |
|---|--|--------------------|
| 主務大臣 様 | | 年 月 日 |
| 届出者 | | 氏名 住所 代表者の氏名 |
| 被保険者等による被保険者の就職の変更に関する法律第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 | | |
| 人材設定等事業の名称 | | |
| 変 更 項 | | |
| 変 更 の 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 変 更 の 原 因 | | |

備考
1 届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「(会員)」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「(原因)」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
2 「人材設定等事業の名称」には、要契約の名称を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本版面規格A4とする。

| | |
|--|--|
| 申込年月(例:平成12年1月) | |
| 扶助人・扶助対象者等の登録番号 | |
| 新規登録 | |
| 年 月 | |
| 主務大臣 認 | |
| 氏名 | |
| 提出者 | |
| 住所 | |
| 扶助人・扶助対象者登録番号を複数入力する場合は、複数登録用紙を複数枚提出して下さい。 | |
| 扶助対象者登録番号 | |
| 登録の年月日 | |
| 提出の年月日 | |
| 人材派遣等事業者の登録番号 | |

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7（第9条第1項関係）

備考

- 1 命の欄には、記載しないこと。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「体験の機会の場で行う飛躍成長の意欲の発達に関する事業の対象となる者の範囲」については、専定の条件に対する不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。

様式第8（第10条関係）

| | |
|---|-------|
| 被保有者名(10名程度) | |
| 認定体験の機会の権利実現登録書 | |
| 登録番号 | |
| 年 月 | |
| 認定的机器事 段 | |
| 主 務 村 長 | 氏名 |
| 主 務 大 佐 | 住所 |
| 届出者 | |
| 被保有者等による権利確保の取扱いに関する法規第20条第3項各行に掲げる項目を実現する上で、各回答欄の選択内容に変更する。次のよう記入せよ。 | |
| 扶養・離合の権利・名称 | |
| 変 更 前 | 変 更 後 |
| 変更の内訳 | |
| 変 更 の 年 月 日 | 年 月 日 |
| 変 更 の 地 場 | |

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 「体験の機会の場の名称」には、変更前の名称を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9(第10条関係)

| | |
|--|-------|
| 登録番号(第10名義) | |
| 認定検体の機会の権利者提出書 | |
| 登録番号 | |
| 年 月 | |
| 選出の候補者、候補者の氏名 | |
| 由利 村 兵 主 席 大 伝 | 姓 名 |
| 選出の候補者、候補者の氏名 | |
| 認定検体の機会の権利を行使したため、健常教育等による環境安全の問題の発見に関する法務課各課長宛に贈呈するに当たり、このお詫びを呈出する。 | |
| 登録検体の機会の権利の名称 | |
| 開 会 の 権 利 | 年 月 日 |
| 選 出 の 権 利 | |
| 選 止 の 権 利 | |

1 署名者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 1 申請者が記入する他の団体の固有名にあつては、「氏名」については、記入して「姓の前+名及び代償者の姓名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

| | |
|--|--------|
| 被扶助者名(第1項と第2項の欄) | |
| 団体名は地方公共団体の組織若しくは其の申出者 | |
| 提出者用印 | |
| 年 月 | |
| 被扶助者名 | 氏名 |
| 申出者名 | 住所 |
| 被扶助者名による被扶助者の施設の収容に関する法律第20条の第4項第5項の規定により、次のとおり記入せよ。 | |
| 施設名 | 施設の住所 |
| 施設名 | 施設の内容 |
| 施設名 | 施設の目的 |
| 施設名 | 施設の対象者 |
| 施設名 | 施設の期間 |
| 被扶助者名に参加する者の氏名又は名前 | |

備考
1. 市の欄には、記載しないこと。
2. 申出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
※ 領域内に本拠地・日本本拠地がある場合は、

| | |
|---|----|
| 第1回目 第1回会員登録 | |
| 国際・民間協力等による観光振興事業 | |
| 会員登録用紙 | |
| 年 月 | |
| 被相手者情報 | |
| (主 備 人) | |
| 被相手者 | 氏名 |
| | 住所 |
| 被相手者情報にご理解を含む旨の記入に関する法律第2条の第5項1項の規定により、次のとおり記入せよ。 | |
| 第 1 項 の 名 称 | |
| 第 2 項 の 内 容 | |
| 第 3 項 の 目 的 | |
| 第 4 項 の 有効期間 | |
| 第 5 項 の 有効期間 | |
| 第 6 項 に参加する者の氏名 | |
| 第 7 項 に参加する者の氏名 | |

2 届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

| | |
|---|-------|
| 被氏名 12 (第 19 令基版) | |
| 因國、民間团体等による指定変更是出番 | |
| 登録番号 | |
| 年 月 | |
| 被姓の既知事 権 (主 務 大 旗) | |
| 氏名 | |
| 提出者 | 住所 |
| 被用語等による登録権保全の範囲の港に関する法律施行規則第14条第1項に掲げる事項を要 ることで、各欄の記入欄に記入し、その上に捺印せよ。 | |
| 協 定 の 文 件 | |
| 変更の内容 | 変更前 |
| | 変更後 |
| 変 更 の 年 月 日 | 年 月 日 |
| 変 更 の 地 方 | |

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 「就業の名称」には、変更前の名称を記載すること。
- 3 用印の大きさには、日本産業規格A4とすること。

附 則

この省令は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年四月一日文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一から様式第十四までの改正規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

| | |
|--|----------|
| 様式第14（第19条関係） | |
| 国民、民間団体等による施設編成届出書 | |
| 登録番号 [] 年月日 | |
| 新規料金加算 (主幹大社) | |
| 提出者 | 氏名 住所 |
| 国民、民間団体等による施設を要出した場合、被徴収者等による施設保全の取扱いの改善に関する調査に協力すること。 | |
| 施設の名前 | 年月日 |
| 施設の年月日 | 年月日 |
| 施設の所在地 | |